最終更新日：2024年12月20日
株式会社アスコット
代表取締役社長　中林　毅
問合せ先：コーポレート本部
証券コード：3264
https://www.ascotcorp.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、以下のPurpose ／ Vision ／ Credoを経営理念に掲げ、人と人との間に豊かな空間を創造する企業として、株主をはじめとするステークホルダーの皆様から信頼される企業グループであり続けるために、透明で健全性の高い企業経営を目指すとともに、コンプライアンスの徹底を経営の基本として位置付け、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、誠実で公正な企業活動を推進してまいります。
また、適正・迅速な意思決定並びに業務の遂行を果たすため、内部監査や監査役会における監査機能の確保やチェック機能を強化し、より強固な組織体制の構築を図るとともに、適時・適切な情報開示に努め、永続的な企業価値の向上を目指してまいります。
Purpose（存在意義）「人と社会、環境との共生と調和を実現する」
・私たちは、不動産価値の創造を通じて、人と社会に豊かさを育みます。
・私たちが不動産の価値創造に取り組むとき、常に環境との共生を念頭において思考し、行動します。
・持続可能な世界を目指して、「人・社会・環境」の調和の実現に取り組みます。
Vision（ありたい姿）「不動産価値創造のプロフェッショナル集団」
・不動産の隠れた価値を見抜き、社会の変化を捉えた独自の発想力で潜在的ニーズとつなぎ、新たな価値を創造します。
・多彩な物件・サービスを最も適した手法で、幅広い顧客に届けるバリューチェーンを築きます。
・個の力を集結し、「不動産の達人」としてのプロフェッショナル集団を目指します。
Credo（信念）「空間は、もっと人の力になれる。」

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1－2－4】
当社の株主構成においては、個別に対話が可能な大株主を除けば、海外投資家の比率は低いため招集通知の英訳等の対応を行っておりませんが、今後、当社の株主構成の動向や株主の皆様からの要望などを踏まえ、検討してまいります。

【補充原則1－2－5】
当社は、信託銀行等の名義で株式を有する方の株主総会の出席や議決権行使は認めておりません。今後、必要に応じて信託銀行等と協議し検討してまいります。

【補充原則2－2－1】
当社は、Purpose／Vision／Credoを経営理念に掲げ、また、当社役職員が志す『Value（価値観）』『ISM（行動指針）』を定めています。今後、役職員が正しく理解するよう、社内研修等を実施し、また、具体的な行動に実践されているかを把握するために、遵守状況の検証やヒアリングを通じた意識調査を進めることで、浸透と定着に努めてまいります。

【補充原則3－1－2】
当社の株主構成においては、個別に対話が可能な大株主を除けば、海外投資家の比率は低いため各種情報開示についての英訳実施は限定的です。今後も情報の内容に応じて適宜、英訳を実施するとともに、当社の株主構成の動向や株主の皆様からの要望などを踏まえ、検討してまいります。

【補充原則4－1－2】
当社は、中期経営計画が株主に対する重要なコミットメントであることを十分認識しております。目標経営指標として、売上高、プロジェクト営業利益、当期純利益、自己資本比率、ROE等を掲げ、収益力の拡大と資本効率を向上させることにより、企業価値の最大化を目指しております。中期経営計画の進捗状況や大型プロジェクトの結果、経過については取締役会にて報告し、分析を行っています。また目標数値の見直しが必要な場合には、適宜、中期経営計画の修正や新規策定に取り組みます。

【補充原則4－1－3】
当社は最高経営責任者等に関する具体的な後継者計画は策定しておりません。後継者は当社企業価値向上のために最適な人材であることを前提に親会社との事前協議を行いますが、当社の取締役会においてその適格性について審議します。今後、必要に応じて適宜、後継者計画の立案について検討してまいります。

【補充原則4－2－1】
社内取締役についての報酬は、業績にリンクする業績連動報酬及び非金銭報酬については導入しておりません。各取締役の報酬については、株主総会の決議による報酬総額の限度額以内で原則として取締役会が代表取締役に一任のうえ、代表取締役が社外取締役にも意見を求めたうえで決定しており、役位、職責、業績、他社水準、従業員給与の水準等を総合的に勘案して決定しております。今後、指名・報酬委員会の設置や、報酬制度の設計等を検討してまいります。

【補充原則4－3－2】
代表取締役の選解任における戦略的意思決定の重要性は十分していますが、具体的な手続きは定められていません。今後の課題として検討してまいります。

【補充原則4－3－3】
当社では、代表取締役の選任にあたり補充原則4－3－2に述べられているような手続を行っていないため、解任するための手続は確立していません。今後の課題として検討してまいります。

【原則4－8】独立社外取締役の有効な活用
当社は取締役8名のうち社外取締役を2名（うち独立役員1名）、監査役3名全員を社外監査役（うち、独立役員1名）として選任しており、現時点においては実効性を確保できると判断しております。今後、ガバナンス体制の更なる強化のため、適任者が確保できるタイミングで独立役員を増員することを検討してまいります。

【補充原則4－8－1】
当社は、社外取締役のみを構成員とする会合も開催しておりませんが、独立した客観的な立場に基づく情報交換・認識共有は図られていると判断しております。今後、必要に応じて適宜、こうした会合の開催を検討してまいります。

【補充原則4－8－2】
独立社外取締役は1名であり、筆頭独立取締役はおりません。将来的に複数の独立社外取締役が選任された時点で検討いたします。

【補充原則4－8－3】
当社は、支配株主及び役員等との取引（関連当事者との取引）を行う場合には、その取引が会社及び株主共同の利益を害することのないよう、事前に取締役会の承認を得ることを条件としています。なお、当社では、独立社外役員を含めた独立性を有する者で構成された特別委員会は設置しておりませんが、取締役会においては、独立社外役員も出席して取引内容の確認を行っております。

【補充原則4－10－1】
当社は、独立社外取締役を1名選任しておりますが、任意の諮問委員会等は設けておりません。社外取締役2名（うち、独立役員1名）及び社外監査役3名（うち、独立役員1名）により取締役会、監査役会等で活発な議論がなされており、公正かつ透明性の高い体制が整備されていると考えます。諮問委員会設置の設置が必要であるかは、今後も検討してまいります。

【原則4－11】取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件
当社の取締役は、企業経営、財務、コンプライアンス、営業、DX・IT、国際等の各分野において専門的知識と豊富な経験を有した者で構成されており、取締役会としての役割・責務を実効的に果たすための適正規模で構成していると認識しております。また、当社の監査役には、公認会計士1名、弁護士1名がおり、財務・会計に関する適切な知見及び法律に関する適切な知見を有しております。

【補充原則4－11－3】
・当社グループは、環境変化に対応した会社全体の将来ビジョンと目標を定めるため「中期経営計画」を策定し、中期経営計画を達成するため、取締役の職務権限と担当業務を明確にし、職務の執行の効率化を図っています。
・当社は、取締役会における決定事項の周知、執行役員相互の連絡・連携及び経営上の重要事項を審議する機関として「執行役員会」を設置するとともに、投資案件の審議の充実化と効率化を目的に「投資委員会」を設置しています。
・こうした取り組みに加え、当社は、全取締役が取締役会おいて、建設的な意見を述べ合い、活性化された取締役会を開催しております。また、議長は各取締役に対しては面談等を通して意見を拾い上げており、実効性を確保しておりますので、開示は行っておりませんが、今後必要に応じて検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1－4】政策保有株式
当社は、事業上の長期的な関係の維持・強化に繋がり、当社の企業価値の向上に資すると判断する場合を除き、原則として政策保有株式を保有いたしません。
政策保有株式の議決権行使に当たっては、中長期的に発行会社の企業価値の向上に資する議案であるか否かを確認し、発行会社の非財務面や発行会社との対話の内容等を総合的に勘案して、議案への賛否を判断いたします。

【原則1－7】関連当事者間の取引
取締役、執行役及びその近親者との取引を行う場合には、当社及び株主共同の利益を害することがないよう必要な体制を整えて監視しております。関連当事者間取引については、会社法に基づき取締役会の承認を受け、取引終了後にその結果を報告するものとします。

【補充原則2－4－1】多様性の確保
多様性の確保当社は、性別、年齢、国籍、人種、性的指向や障がいといった多様性を認め、様々なキャリアや働き方を尊重し、その能力を最大限に発揮できる職場づくりを推進しております。
女性の活躍促進について明文化したものはありませんが、女性社員が全体の35%を占めており、多岐にわたり活躍しております。女性社員の産休、育休復帰後の復帰率は100%であり、育児時短制度の拡充や、時差出勤、在宅勤務制度により、働き方に関しても各々の能力や意向を踏まえて、臨機応変に対応しています。

【原則2－6】企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮
企業年金の運営には「経営」と「従業員」双方の理解が必要でありますが、両者の潜在的な理解を進めていくために、今後慎重に検討していきます。

【原則3－1】情報開示の充実
（ⅰ）当社の目指すところ（経営理念）は、以下のＵＲＬに開示しております。
https://ascotcorp.co.jp/corporate/

（ⅱ）コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、本報告書の「Ⅰ．1．基本的な考え方」をご参照下さい。

（ⅲ）取締役会が取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続当社の取締役報酬等の構成については、金銭報酬としての基本報酬及び賞与並びに非金銭報酬としての株式報酬型ストックオプション及び譲渡制限付株式報酬によるものとし、各取締役の報酬については、株主総会の決議による報酬総額の限度額以内で原則として取締役会が代表取締役に一任のうえ、代表取締役が社外取締役にも意見を求めたうえで決定して

おります。
　取締役の基本報酬の額については、会社の業績や経営内容、経済情勢等を勘案し、取締役個人の業績評価・貢献度等に基づき決定し、12分割のうえ、毎月支給します。また、取締役の賞与の額については、当事業年度の業績等を考慮して決定し、毎事業年度一定の時期に支給しております。
　非金銭報酬としては、株式報酬型ストックオプション及び譲渡制限付株式報酬があります。
（株式報酬型ストックオプション）
　株式報酬型ストックオプションは中長期的な業績及び企業価値への貢献意欲を高める目的で付与し、個人別付与数は、株主総会での決議の範囲内で、役位、役割、貢献度に応じて取締役会にて決定しております。
（譲渡制限付株式報酬）
　譲渡制限付株式報酬は、当社の取締役その他当社の取締役会が定める地位の退任時又は退職時に譲渡制限が解除される譲渡制限付株式とし、社外取締役を除く取締役に対し当社の業績等を踏まえ、当社の取締役会が適当と認めた時期に付与しております。
　基本報酬、賞与、株式報酬型ストックオプション及び譲渡制限付株式報酬の割合については、役位、取締役個人の業績評価・貢献度等を踏まえ決定しております。
当社取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬について、報酬の内容、手続等から、当該方針に沿うものであると判断しております。
また、当事業年度においては、取締役会から委任を受けた代表取締役が、社外取締役にも意見を求めたうえで、各取締役の報酬の額を決定しております。委任した理由は、当社全体の業績等を俯瞰しつつ各取締役の報酬水準の決定を行うためです。

（ⅳ）経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
・取締役候補者は、人格・見識に優れ、当社の企業価値の最大化に資する人材であることを要件としております。
・取締役候補者は、経営方針等の継続性を尊重しつつも、経営環境の変化を見据えた適時的確な判断が行えるよう、属性や経験においても適切であることを要件としております。
・取締役会には、多様な視点に基づく決定機能の強化と、執行に対する監督機能の強化を目的として、必ず社外取締役が含まれていることを要件としております。
・社外取締役候補者は、企業経営、法律・行政、財務・会計等の分野において国内外にわたる専門知識・経験・識見に優れた人材であることを要件としております。
・取締役候補者の選定にあたっては、代表取締役及び社内取締役において十分に審議された上で、取締役会において選定しております。
・監査役候補者は、職責を全うすることが可能か、代表取締役及び取締役からの独立性確保等、監査役としての適格性を慎重に検討しております。
・社外監査役候補者は、前記要件に加えて、独立性判断に関する具体的基準に照らして問題がないことを確認しております。
・監査役候補者の選定にあたっては、監査役会の同意を経て、取締役会において選定しております。
・候補者として選定された取締役及び監査役の選任については、株主総会に諮ることとしております。

（ⅴ）上記（ⅳ）を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明
・取締役が会社法及び取締役規程に定める資格・職務遂行要件等を満たさない場合、取締役の解任要件に該当すると判断し、当該取締役の解任について、取締役会における審議を経て、取締役会にて決議致します。
・取締役のスキルマトリックスは、本報告書の最終ページに掲載しております。

【補充原則3－1－3】サステナビリティについての取り組み
当社グループが掲げるPurpose（存在意義）「人と社会、環境との共生と調和を実現する」を実現するため、サステナビリティを重視した経営を推進しております。当社グループのサステナビリティの取り組みについては、2024年9月期有価証券報告書の第1部第2[事業の状況]2【サステナビリティに関する考え方及び取組】及び以下のURLにて開示しております。
https://ascotcorp.co.jp/sustainability/

【補充原則4－1－1】経営陣に対する委任の範囲
取締役会は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指し、経営の基本方針等法令、定款、取締役会規程、職務権限規程にて定められた重要事項の決定を行っております。上記以外の業務執行に関わる重要な決定は、執行役員に委任することにより、監督と執行の分離を図り、適正かつスピード感のある執行を実現しております。

【原則4－9】独立社外取締役の独立性基準及び資質
当社は、社外取締役の独立性について、東京証券取引所が定める独立性基準と、当社の事業課題に対する積極的な提言や的確な指摘を期待することができるか否か等の観点から、その独立性を判断しております。当社は、取締役規程に定める社外取締役の独立性判断基準に則った、人格見識に優れ、独自の専門知識を持った社外取締役を選定しております。

【補充原則4－10－1】独立社外取締役を主要な構成員とする諮問委員会の設置
当社は、独立社外取締役を1名選任しておりますが、任意の諮問委員会等も設けておりません。社外取締役2名（うち、独立役員1名）及び社外監査役3名（うち、独立役員1名）により取締役会、監査役会等で活発な議論がなされており、公正かつ透明性の高い体制が整備されていると考えます。諮問委員会設置の設置が必要であるかは、今後も検討してまいります。

【補充原則4－11－1】取締役会の構成
・取締役会は、必要な見識、高い倫理観、公正さ、誠実さを有し、専門知識や経験等において多様な取締役で構成されるものとします。取締役の人数は、取締役会の機能が効果的・効率的に発揮できる人数としております。
・取締役のスキルマトリックスは、本報告書の最終ページに掲載しております。

【補充原則4－11－2】取締役の兼任の状況
取締役及び監査役の重要な兼職状況は、株主総会招集通知に記載のとおりであります。

【補充原則4－11－3】取締役会の実効性についての分析・評価
・当社グループは、環境変化に対応した会社全体の将来ビジョンと目標を定めるため「中期経営計画」を策定し、中期経営計画を達成するため、取締役の職務権限と担当業務を明確にし、職務の執行の効率化を図っています。
・当社は、取締役会における決定事項の周知、執行役員相互の連絡・連携及び経営上の重要事項を審議する機関として「執行役員会」を設置するとともに、投資案件の審議の充実化と効率化を目的に「投資委員会」を設置しています。

【補充原則4－14－2】取締役に対するトレーニングの方針
各取締役及び各監査役は就任時に、企業経営、財務、コンプライアンス、営業、DX・IT、国際等に関する必要な知識を有しており、就任後において

も必要に応じ外部セミナーなどを受講し自身の研鑽に努めています。
また、各取締役及び各監査役は、取締役会における建設的な議論を通じて切磋琢磨し、また自身の役割と責務を再認識する機会を得て、より適切な業務の執行と監督に資するよう取り組んでおります。

【原則5－1】株主との建設的な対話に関する方針
当社は、IR室を設置するとともに、担当執行役員(コーポレート本部長)を選任しております。株主や投資家に対しては、決算説明会を開催するとともに、適宜、個別取材等を実施しております。具体的な株主との対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針は、補充原則5－1－2に記載している通りでございます。

【原則5－1－2】株主との建設的な対話に関する方針
(ⅰ)IR担当執行役員(コーポレート本部長)を選任し、IR室を設置しております。企業の持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため、株主との間で建設的な対話に努めます。
(ⅱ)IR担当執行役員とIR 室が中心となり、決算開示資料の作成、株主向けWEBページの運用、決算説明会等、経営企画室、経理部、総務法務部、広報マーケティング室含め週次の執行役員会において関係部署間で連携をとっております。
(ⅲ)電話でのお問い合わせや個別面談以外にも、株主向けWEBページにおける決算説明資料の開示、決算・中期経営計画等の各種説明会を開催し、社長が説明を行っております。
(ⅳ)IR活動にて把握された意見等については、執行役員会や取締役会において報告・共有されております。
(ⅴ)株主との対話の窓口を一本化することや、インサイダー情報の取扱いについて教育を行うことにより、インサイダー情報管理を適正に行っております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	30%以上

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
SUN YE COMPANY LIMITED(常任代理人SMBC日興証券㈱)	60,777,988	46.82
SBIホールディングス株式会社	45,483,870	33.50
平安ジャパン・インベストメント1号投資事業有限責任組合	7,634,500	5.88
日本証券金融株式会社	608,100	0.47
井上 辰憲	595,700	0.46
JPモルガン証券株式会社	553,780	0.43
HSホールディングス株式会社	500,000	0.39
MSIP CLIENT SECURITIES	497,684	0.38
福田 穂積	400,000	0.31
梅垣 正博	256,400	0.20

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	中国平安保険(集団)股フン有限公司 (上場:海外) (コード) ―――

補足説明 更新

1．上記「大株主の状況」は、2024年9月30日現在のものです。
2．当社は、自己株式を103,857株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
3．所有株式数の保有割合は自己株式を控除して計算しております
当社の直接の議決権保有会社であるSUN YE COMPANY LIMITEDの間接的な完全親会社であり、企業グループ内の資本最上位会社であるため、中国平安保険(集団)股フン有限公司を実質的な親会社としております。

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 スタンダード
決算期	9 月
業種	不動産業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社と支配株主との取引につきましては、一般の取引と同様に適正な条件のもとに行うことを基本方針とし、取締役会において取引内容及び取引の妥当性等について審議の上、取引の是非を決定することとしております。
なお、その他の関係会社と人的関係、資本関係、取引関係、その他利害関係のない社外役員1 名を一般株主と利益相反の可能性がない独立役員として選任し、少数株主の保護に努めております。

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

⑴ グループ経営に関する考え方及び方針
当社は、当社グループの健全で持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指しております。また、当社グループ全体で、関係法規を遵守し、財務報告の信頼性と業務の有効性・効率性を確保するため、当社グループに適した内部統制システムを整備し運用するとともに、その継続的改善に努めております。

⑵ 親会社からの独立性確保に関する考え方・施策等
当社は、中国平安保険（集団）股フン有限公司等を親会社としているところ、当社は、親会社から事業上の制約を受けておりません。また、当社は、独立役員を始め、親会社から独立した立場での複数の社外取締役、社外監査役を選任し、取締役会においては、それらの者の意見発言等も踏まえ、独自の経営判断に基づき意思決定を行うよう努めており、ガバナンス体制の実効性確保を図っています。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
髙村 正人	他の会社の出身者							○				
原田 典子	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
髙村 正人		株式会社SBI証券　代表取締役社長 SBIホールディングス株式会社　代表取締役副社長	企業経営者としての長年にわたる豊富な経験や専門的かつ幅広い優れた見識を当社の経営体制の強化に活かしていただけると認識しており、当社の社外取締役として適任であると判断しております。
原田 典子	○	AI CROSS株式会社　代表取締役社長AIX TechVentures株式会社　取締役 株式会社マーケットエンタープライズ　取締役	海外企業における事業経験及び企業経営者としての豊富な経験や当社が推進している国際事業及びデジタルトランスフォーメーション（DX）に関する幅広い優れた見識を当社の経営体制の強化に活かしていただくためであります。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査室は、年度監査計画に沿った監査を、被監査部門に対し年1回以上実施し、代表取締役社長宛てに内部監査報告書を提出し、被監査部門に対する改善指導に努めております。
監査役監査は、年間の監査方針及び策定した監査計画に基づき、常勤監査役を中心として計画的かつ網羅的な日常業務の監査を実施しており、取締役会への出席のほか、当社の重要な会議に出席し必要に応じて意見陳述を行う等、常に取締役の業務執行を監視できる体制となっております。
また、内部監査室、監査役及び会計監査人は、密に連絡・報告を行い効率的で組織的な監査実施を行うよう努めております。相互に意見交換、課題・改善事項について共有し、各自の監査実施状況の確認を適宜行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
田中　一彦	他の会社の出身者													
吉田　修平	弁護士													
長尾　謙太	公認会計士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
田中　一彦		―――	長年にわたる銀行員としての専門的見識並びに数社の常勤監査役としての豊富な知識と経験を有し、経営の監視や適切な助言をいただけると認識しており、当社の社外監査役として適任であると判断しております。
吉田　修平	○	―――	弁護士として豊富な専門知識を有し、他社における豊富な監査役経験から、法令を踏まえた客観的な視点で経営を監視できると認識しており、当社の社外監査役として適任であると判断しております。
長尾　謙太		―――	公認会計士・税理士の資格を有しており、会計税務に関する専門的な知識と長年の企業監査において培った豊富な業務経験を有していることから、当社の経営において客観的な視点で経営を監視できると認識しており、当社の社外監査役として適任であると判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

社外取締役である原田典子を独立役員として選任しております。企業経営者としての豊富な経験や当社が推進している国際事業及びデジタルトランスフォーメーション（DX）分野における専門的見地から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
社外監査役である吉田修平を独立役員として選任しております。弁護士としての豊富な実務知識及びこれらに基づく専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

また、原田典子及び吉田修平の両氏は取引所が定める独立性基準を満たしており、当社との間に特別な利害関係は存在しない事から、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明

ストックオプション制度
2020年12月16日開催の定時取締役会決議による新株予約権であります。

譲渡制限付株式報酬制度
2022年12月26日開催の定時株主総会の承認に基づき、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。
譲渡制限付株式報酬は、当社の取締役その他当社の取締役会が定める地位の退任時又は退職時に譲渡制限が解除される譲渡制限付株式とし、社外取締役を除く取締役に対し当社の業績等を踏まえ、当社の取締役会が適当と認めた時期に付与します。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役

該当項目に関する補足説明

当社グループの業績向上への貢献意欲を一層高めること等を目的としてストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

役員区分ごとの報酬等の総額
取締役(社外取締役を除く):400百万円
監査役(社外監査役を除く):ー
社外役員:12百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬限度額については、2007年12月25日開催の第9回定時株主総会において年額400百万円以内、監査役の報酬限度額については、2022年12月26日開催の定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社は、社外監査役が客観的な立場から経営の監視を行う体制を構築するため、内部監査室と会計監査人が必要に応じて相互に情報交換及び意見交換を行う体制をとっております。また、常勤監査役と内部監査室並びに会計監査人との三者間の連携を密に行い、十分な情報収集と認識の共有を図ることにより、社外監査役の活動を支援しております。

2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1) 取締役会
取締役会は、7名(うち社外取締役2名)で構成されており、経営の基本方針、業務の意思決定及び取締役間の相互牽制による業務執行の監督、事業・経営全般に対する監督を行っております。また、業務執行の適法性の監督を目的として社外監査役が出席し、必要に応じて意見具申を行える体制となっております。定時取締役会は毎月1回開催されており、重要な意思決定が必要な課題が生じた場合には、逐次、臨時取締役会を開催いたしております。

(2) 監査役会
監査役会は、毎月1回開催され、常勤監査役1名(うち社外監査役1名)、非常勤監査役2名(うち社外監査役2名)の計3名で構成されております。年間の監査方針及び監査計画に基づき、取締役会において取締役の職務執行について監査・監督を行っております。また、常勤監査役においては、重要な会議である執行役員会や開発事業本部会議に出席し、社内における重要課題を把握し、意見を具申するとともに、業務の執行について、適法性、妥当性の監査を行い、経営監視機能強化を図っております。

(3) 執行役員会
執行役員会は、社内における各部門の様々な情報や問題認識の共有を目的として、取締役及び執行役員を主要メンバーとして毎週1回開催しており、意思決定の迅速化を図っております。

(4) リスク管理委員会・コンプライアンス委員会
リスク管理委員会・コンプライアンス委員会は、リスク管理及び法令遵守の徹底のため、代表取締役社長を委員長とし、コーポレート本部長のほか、委員長が指名する役員及び従業員を構成員として定期的に開催しております。また、全職員が企業倫理への理解を深めることを目的としたコンプライアンス研修を実施し、周知の徹底、意識の維持・向上を図っております。

3.現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会に対する十分な監視機能を発揮するため、監査役3名全員を社外監査役としております。また、意思決定に外部の視点を取り入れ経営体制を強化するため、社外取締役2名を選任し、社外役員のうち1名を株式会社東京証券取引所へ独立役員として届け出ております。現状の会社規模においては、取締役及び監査役は組織全体を統制することが可能であり、機動的な業務執行と内部牽制機能を確保できる体制であると判断いたしております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	決算業務の早期化を図り、早期発送に向けて取り組んでまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社の決算月は9月であり、元来株主総会が集中しない時期となっております。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年1回以上の開催を予定しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	適時開示情報等の公表資料、決算短信、有価証券報告書等を掲載しております。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	当社グループは、Purpose ／ Vision ／ Credoを経営理念に掲げ、人と人との間に豊かな空間を創造する企業として、株主をはじめとするステークホルダーの皆様から信頼される企業グループであり続けるために、自らの強みを活かして取り組む以下の9つの優先的課題を設定し、透明で健全性の高い企業経営を目指すとともに、コンプライアンスの徹底を経営の基本として位置付け、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、誠実で公正な企業活動を推進してまいります。 〔環境保全〕 ・環境に配慮した不動産の企画＆開発 ・温室効果ガス排出量の削減への貢献 〔多様性配慮〕 ・安心・安全な不動産の企画＆開発 ・まちづくりを支える不動産デザイン力の追求 ・活用する人材づくりと働きがいのある組織づくり 〔透明性確保〕 ・内部統制への継続的な取り組み ・DX推進と資本効率の改善 ・適切な情報開示と透明性の確保

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1．内部統制システムに関する基本的な考え方
当社は取締役会において内部統制システムの基本方針を以下のとおり決議いたしております。
（内部統制システムの整備に関する基本方針）
1．取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
（1）当社および連結子会社（以下「当社グループ」という）は、以下の Purpose ／ Vision ／ Credoを経営理念に掲げ、すべての役員および従業員が職務を執行するに当たっての基本方針とする。
Purpose（存在意義）「人と社会、環境との共生と調和を実現する」
・私たちは、不動産価値の創造を通じて、人と社会に豊かさを育みます。
・私たちが不動産の価値創造に取り組むとき、常に環境との共生を念頭において思考し、行動します。
・持続可能な世界を目指して、「人・社会・環境」の調和の実現に取り組みます。
Vision（ありたい姿）「不動産価値創造のプロフェッショナル集団」
・不動産の隠れた価値を見抜き、社会の変化を捉えた独自の発想力で潜在的ニーズとつなぎ、新たな価値を創造します。
・多彩な物件・サービスを最も適した手法で、幅広い顧客に届けるバリューチェーンを築きます。

・個の力を集結し、「不動産の達人」としてのプロフェッショナル集団を目指します。
Credo（信念）「空間は、もっと人の力になれる。」
（2）当社グループは、企業が存立を継続するためにはコンプライアンス（法令等の遵守）の徹底が必要不可欠であるとの認識のもと、すべての役員および従業員が公正で高い倫理観に基づいて行動し、広く社会から信頼される経営体制の確立に努めるものとする。
すべての役員および従業員は、「コンプライアンス規程」を通じてその精神を理解し、一層公正で透明な企業風土の構築に努める。
（3）当社グループは、コンプライアンスに関する相談や不正行為等の通報のために、社外を含めた複数の窓口を設置し、通報者の保護を徹底した「内部通報規程」による内部通報制度を運用する。
（4）当社グループは、独立性を確保した内部監査室を設置し、すべての業務が法令・定款および社内諸規程等に準拠して適正・妥当かつ合理的に行われているか、また、当社グループの制度・組織・諸規程が適正・妥当であるか、内部監査を通じて公正不偏に検証する。
（5）当社グループは、社会的責任および企業防衛の観点から、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力について、取引を含め一切関係を持たず、同勢力からの不当な要求に断固として応じないこととする。
　反社会的勢力による不当な要求に備えて、外部専門機関との連携体制の強化を図り、指導および助言を受け、新規取引を開始する際には事前に反社会的勢力に関する調査を実施する。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
（1）当社グループは、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る議事録等の記録や各取締役が職務権限規程に基づいて決裁した文書等、取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令および「文書管理規程」等に基づき定められた期間保存する。
（2）当社グループは、「情報セキュリティ規程」を定め、情報セキュリティに関する責任体制を明確化し、情報セキュリティの維持・向上のための施策を継続的に実施する。
個人情報および特定個人情報については、法令、「個人情報保護規程」および「特定個人情報取扱規程」に基づき厳重に管理する。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社グループは、様々な損失の危険に対して、危険の大小や発生可能性に応じ、事前に適切な対応策を準備する等により、損失の危険を最小限にすべく組織的な対応を行う。
損失の危険すなわちリスクの全般的なコントロールを行うため、内部監査室によるモニタリングの下で、「リスク管理規程」に基づき定期的にリスク管理に関する体制・方針および施策等を総合的に検討する。
4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
（1）当社グループは、環境変化に対応した会社全体の将来ビジョンと目標を定めるため、「中期経営計画」を策定する。中期経営計画を達成するため、取締役の職務権限と担当業務を明確にし、職務の執行の効率化を図る。
（2）当社は、取締役会における決定事項の周知、執行役員相互の連絡・連携及び経営上の重要事項を審議する機関として代表取締役が「執行役員会」を設置する。
（3）当社は、投資案件の審議の充実化と効率化を目的に代表取締役が「投資委員会」を設置する。

5．当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
（1）当社は「関係会社管理規程」に基づき、連結子会社に対する指導・支援を含む適切なグループ経営管理を行う。
（2）当社グループの経営の健全性および効率性の向上を図るため、当社の常勤取締役は、連結子会社の取締役を原則兼務する。
（3）当社は連結子会社における機関決定が当社グループの事業価値の維持向上に資する形で適切になされるよう、連結子会社との合意に基づき「経営上の重要事項」について、十分な情報入手および事前検討・事前協議を行う。
（4）連結子会社の取締役会で決議する事項のうち、「経営上の重要事項」については、当社の取締役会に報告する。
（5）内部監査室は、当社グループの業務の適正性について内部監査を行い、必要に応じて連結子会社を往査する。

6．財務報告の信頼性を確保するための体制
（1）当社グループの財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある国内外の法令に基づき、体制の整備・運用をはかり、有効性評価、維持・改善等を行う。
（2）当社グループの各部門は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による相互牽制、日
常的モニタリング等を実施し、財務報告の信頼性の確保に努める。

7．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役が職務を補助すべき使用人を求めた場合には、その組織・要員を確保する。

8．前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
（1）監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役が必要に応じて関係部門と協議のうえ指名する。
（2）監査役補助使用人の取締役からの独立性を確保するために、当該使用人の異動、人事考課については、予め監査役会と事前協議をして同意を得るものとする。
（3）取締役は、監査役補助使用人がその監査業務を遂行する上で不当な制約を受けないように配慮しなければならず、当該使用人は監査業務遂行にあたり不当な制約を受けたときは、監査役に報告し、制約の排除を求めることができる。

9．取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
（1）取締役および部門長は、
① 当社グループの信用を著しく低下させたもの、またはその恐れのあるもの
② 当社グループの業績に著しく悪影響を与えたもの、またはその恐れのあるもの
③ 企業倫理、コンプライアンス、定款に違反したもの、またその恐れのある重大なもの
④ その他①～③に準ずる事項
について、発見次第速やかに監査役に報告するものとする。
（2）取締役および従業員は、監査役の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行う。また、子会社の取締役、監査役および従業員は、当社の監査役の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行うものとする。
（3）監査役に対する職務の執行状況その他に関する報告を行ったことを理由として、当社グループの取締役および従業員に対し不利な取り扱いを行わない。
（4）重要な決裁書類は、監査役の閲覧に供するものとする。

10．監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
（1）監査役が会計監査人および内部監査室と緊密な連携を保ち、足らざる点を補完しつつ相互に牽制する関係を構築し、効率的かつ効果的な監査が実施できるよう「三様監査」体制の環境を整備するものとする。
（2）監査役は、取締役から実効的かつ機動的な報告がなされるように、社内規程の整備その他社内体制の整備を取締役会に求めることができる。

(3) 監査役は、取締役会に出席するほか、必要と認める重要な会議に出席する。
(4) 監査役は、随時経理システム等の社内情報システムの情報を閲覧することができる。
(5) 監査役は、監査役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて随時開催し、監査実施状況等について情報交換および協議を行うとともに、会計監査人から定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行う。
(6) 監査役が職務の執行のために合理的な費用の支払いを求めたときは、これに速やかに応じる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

企業の社会的責任として、内部統制及びコンプライアンスに徹底して取り組んでまいります。関係法令・規則の遵守はもとより、お客様の情報管理等に対するセキュリティーポリシーを確立し、役職員一人ひとりの高い倫理観の醸成、社会的良識を持った責任ある行動を目指して社内教育を行ってまいります。また、反社会的勢力との関係に対しては、断固とした対応で臨むことにより一切の関係を遮断し、コンプライアンスに則った経営を行ってまいります。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者は、安定的な成長を目指し、企業価値の極大化及び株主共同の利益の増強に経営資源の集中を図るべきと考えております。現時点では特別な買収防衛策は導入いたしておりませんが、今後も引き続き社会情勢等の変化を注視しつつ弾力的な検討を行ってまいります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

企業理念に基づき、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するため、現状のコーポレート・ガバナンスの体制に満足することなく、環境の変化に対応しより良いものとするよう努力してまいります。

適時開示体制の概要

1. 当社のディスクロージャーに対する考え方
株主・投資家が適正な企業価値判断ができるように適時にかつ適切な方法をもって積極的な情報開示に努めることは経営の重要な責務であると認識しております。以下のディスクロージャー・ポリシーに従い、適正な情報開示をとおして経営の透明性を高め、投資家・株主からの信頼を獲得すべく不断の努力をしてまいります。

当社のディスクロージャー・ポリシー

(1) 情報開示の基本方針
当社は、株主・投資家の皆様への公平かつ迅速、適時な情報開示を目指しております。情報の開示にあたりましては、東京証券取引所の適時開示規則に準拠する重要情報はもとより、当社が独自に投資判断に影響を与えると判断した情報につきましても、積極的に開示に努めております。また、当社及び当社グループの事業内容を理解していただく上で、当社が特に有用と判断した情報につきましても、積極的に開示いたします。

(2) 情報の開示方法
東京証券取引所の適時開示規則に該当する重要情報の開示につきましては当社ホームページ上に情報を掲載いたします。
また、適時開示規則に該当しない情報につきましても、当社ホームページを通じて、正確かつ公平、迅速な開示を心掛けております。
特に、決算説明会、事業説明会等の情報につきましては、当社ホームページ上に掲載し、公平な情報開示に努めております。

2. 当社の適時開示に係る社内体制
(1) 適時開示担当
適時開示責任者として担当の取締役を置き、東京証券取引所への開示担当を人事総務法務部が、ホームページへの開示担当をIR・広報室がそれぞれ担当しています。

(2) 情報の収集
各部門長はそれぞれの部門の本部長に対し、自部門に関する適時開示情報を報告する責任を負います。各本部長に対する報告は、適時開示責任者から代表取締役社長に集約されます。

(3) 適時開示要否の判定
適時開示責任者は、適時開示の要否について判定を行うとともに、開示の内容を決定します。

(4) 適時開示の実施
代表取締役社長は、適時開示要否の判断を受けて、その内容を確認した後、速やかに情報開示を行います。なお、取締役会の決議事項に関するものについては、取締役会決議を経た後、速やかに適時開示情報の開示を行います。

(5) 適時開示のモニタリング

代表取締役社長は、内部監査部門に指示のうえ、適宜、開示担当部門の開示業務の監査を実施させます。

	氏 名	専門性・経験					
		企業経営	財務ファイナンス	コンプライアンス	営業 マーケティング	DX・IT	国際事業 海外知見
取締役	羅 怡文	○			○		○
	中林 毅	○	○			○	○
	村主 正彦				○		
	豊泉 謙太郎		○	○			
	田村 達裕		○	○			
	クイ・カイピン	○	○				○
	髙村 正人	○			○		
	原田 典子	○				○	○
監査役	田中 一彦		○				
	吉田 修平			○			
	長尾 謙太		○				